

## 【タイ】 国民投票に向けた憲法草案作業

海外立法情報課 光成 歩

\* 2015年4月に提出された新憲法草案をめぐり、2016年1月に国民投票が行われることとなった。国民投票は民政移管のロードマップには含まれておらず、2016年2月前後に実施予定とされていた総選挙は2016年8月以降に先送りされた。

### 1 背景：暫定政権下での民政移管プロセス

タイでは、2014年5月に軍によるクーデターでインラック政権が倒された後、2014年7月に公布された暫定憲法の下で民政移管のプロセスが進められている。暫定憲法により設けられた臨時立法院（国家立法会議）は議席の約半数を軍人が占め、クーデター直後に組織された国家平和秩序評議会（National Council for Peace and Order; NCPO）議長のプラユット陸軍司令官が暫定政権トップを兼務するなど、軍の強い影響が維持されている中、2014年11月に発足した憲法起草委員会（Constitution Drafting Commission; CDC）が新憲法の起草作業を行ってきた。2015年4月17日にCDCが提出した憲法草案は、小選挙区比例代表併立制、下院議員でない首相選出の容認、選挙を経ない上院議員の任命制などを盛り込んでおり、下院の権限及び政党の影響力を弱める内容に、タクシン派のタイ貢献党だけでなく反タクシン派の民主党も強く反発した。また、国民投票により憲法草案の是非を問うべきとの世論も高まっていた。

### 2 国民投票と暫定憲法の改正

こうした状況を受け、暫定政府は2015年5月19日、憲法草案の是非を問う国民投票を実施すると発表した。国民投票は2016年1月10日に行われる予定で、6月18日には国民投票実施のため、暫定憲法が改正された。この改正で、国民投票に憲法草案への賛否以外の質問項目を含めるとの規定が盛り込まれた。具体的な質問内容は未定だが、プラユット暫定政権の続投を問う質問が加えられる可能性があり、賛成多数となれば、民政移管は数年単位で遅れることになる。また、国民投票によって憲法草案が否認された場合も、再修正のために総選挙及び民政移管は先延ばしになる。一方、改正により、政治活動を禁じられた経歴のある者について、現に禁止期間にあたらぬ場合は選挙及び被選挙権が認められることとなり、国民投票を政治的宥和に結びつける姿勢が強調された（注1）。

### 3 憲法草案の争点

CDCは6月中旬以降、国家平和秩序評議会、内閣、国家立法会議、国家改革評議会の修正意見を踏まえ、憲法草案の修正協議を本格化させた。特に批判が大きかった以下の重要項目については、条文ごとの修正に入る前に見直しが行われ、以下のような修正方針が公表されている（注2）。

- ・ 下院議員でない者の首相選出を可能とする規定は維持するが、議会の3分の2以上の賛

成に基づくとの条件を加える（下院議員からの選出の場合は議会の過半数の賛成が条件）。

- ・首相による重要法案提出権の規定は維持するが、法案提出後、議会が 48 時間以内に内閣不信任決議案を提出しない場合法案の承認と見做すとの規定は削除する。
- ・議会に内閣信任決議を要請する首相権限の規定は維持するが、野党に内閣不信任決議案の提出を認める条文を新たに加える。
- ・小選挙区選出 250 人、比例代表区選出 200 人とされた下院の議員構成を、小選挙区選出 300 人、比例代表区選出 150 人に変更する。
- ・比例区を 6 区制から 1 区制に変更する。
- ・上院定数 200 人の任命制を、県を単位とする選挙区ごとに 1 人を選出する公選議員（定数 77 人）と任命制の併用制へと変更する。
- ・上院議員の法案提出権限を認める規定を削除する。
- ・閣僚に選出された者に対する過去 3 年分の納税記録開示を義務付ける。
- ・司法裁判所法務委員会（司法裁判所判事の人事を管轄する委員会）の司法公務員以外の委員を全体の 3 分の 1 に引き上げるとする規定を削除し、現行通り（12 人中 2 人）とする（注 3）。

#### 4 2007 年憲法との類似性

起草中の憲法草案には、タクシン政権打倒後の軍政下で制定された 2007 年憲法との類似点が見られる。2007 年憲法は、小選挙区比例代表併立制や上下院の公選制を採用した 1997 年憲法の下で、豊富な資金力と北部・東北部及び都市部中低所得層からの支持を背景に大政党となったタクシン派の影響力を弱める目的から、上院議員の公選制を公選・任命制に変更し、上下院の議員定数を上院 200 人から 160 人に、下院 500 人から 480 人に削減した他、大政党が生まれやすい小選挙区制を実質的な中選挙区制に改めるものだった（注 4）。2015 年草案では、下院定数が削減される一方で任命制による上院議席数は増加しており、2007 年憲法の方針がさらに徹底されていると言える。また、下院議員でない首相選出を認め、民政移管後にも軍の影響力を保持することが可能な枠組みが設けられている点は 2015 年草案の大きな特徴である。

注（インターネット情報は 2015 年 7 月 17 日現在である。）

- (1) “Interim charter aims for unity,” *Bangkok Post*, 2015.6.11.
- (2) “CDC decides to remove 10 touchy items from draft charter,” *The Nation*, 2015.6.24.
- (3) “NRC panels oppose judicial body changes,” *The Nation*, 2015.6.11.
- (4) 遠藤聡「2007 年タイ王国憲法の制定過程とその成立」『外国の立法』No.235, 2008.3, pp.204-221.  
<[#### 参考文献](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000275_po_023510.pdf?contentNo=1&alternativeNo=></a></li></ol></div><div data-bbox=)

- ・藤倉哲郎「軍事政権が暫定憲法を公布」『外国の立法』No.261-1, 2014.10, pp.22-23. <[外国の立法 \(2015.8\)](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8766468_po_02610111.pdf?contentNo=1></a></li><li>・青木（岡部）まき「2014 年のタイ」『アジア動向年報 2015』（アジア経済研究所、2015 年）pp.326-352.</li></ul></div><div data-bbox=)